

平成28年度 行政懇談会
意見・要望

「子どもをみんなで育てるまち
なばり」に向けて

名張市保育所(園)・認定こども園保護者会連絡協議会

★ 保育所（園）について（保育サービス、保育料等）

（1）保育料について

現在の保育料で、各家族の年収での差が非常に大きすぎると感じます。1人の子供を預けるのは変わらないので、保育料の差をなくしてもらいたい。

<回答：保育幼稚園室>

保育料（利用者負担額）は、国が子ども・子育て支援法施行令（以下単に「施行令」とする。）で定める額を限度として、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、市町村が定めることとなっており、市町村の判断により、施行令で定める額より軽減することが可能となっています。

施行令で定める利用者負担額は、0円から上限が104,000円となっていますが、名張市でも、市の負担により利用者負担額を軽減しており、0円から上限が54,500円にしています。算定には市民税の所得割課税額を用いており、所得による応能負担となりますことをご理解いただきますようお願いいたします。

（2）保育施設について

保育所の建物設備が老朽化(見た目)しており、耐震強度があるのか心配です。耐震強度の確認はしているのでしょうか？

<回答：保育幼稚園室>

昭和56年以前の新耐震基準施行前に建築された大屋戸、錦生、蔵持、西田原、比奈知の各保育所については、平成21年8月に耐震診断を実施し、その結果を地震防災特別措置法に準じて市のホームページ上で公開しています。いずれの保育所も構造耐震指標であるIs値が1.40～1.99の間にあります。Is値とは建物の構造的な耐震性能を評価する指標であり、Is値0.6以上ある建物は、震度6強程度の大地震に対しても建物の倒壊や崩壊する危険性が低いと考えられています。これ以外の保育所は、昭和56年6月1日以降に現在の耐震基準（震度6強以上の地震で倒れない住宅）に基づき建築しているため、耐震診断対象外となっております。

（3）保育時間・手続きについて

毎年、保育所の入所決定時期が3月上旬となっており、ぎりぎりまで分からない為入所漏れした場合に、仕事を辞めなければいけないなど非常に困ります。出来るだけ早い可否の決定はできないのでしょうか？

<回答：保育幼稚園室>

本市では保育所への入所を申し込まれるすべてのお子さまを受け入れられる枠がないため、待機児童が発生している現状であります。

こうしたなかで、公平な受け入れを行う必要があることから、面接によりご家庭の状況やお子さまの成育の状況などをお聞きかせ頂くとともに、その中で入所にあたり特別な支援が必要であ

と思われるお子さまには再度面接を行い、申し込まれたお子さまの受け入れ順位を決めています。

対象となるお子さまが多いこと、こうした作業に1か月以上の期間を費やすとともに、加配保育士の配置の有無の検討を行う要支援児保育指導委員会の開催も必要となります。

また、10月に求職中で申請をされた方の面接も2月上旬に行い、これらの面接の結果も含め入所調整を行うため、最終的な受け入れに係る決定が2月中旬となり、申請をいただいた方全員に対する結果の通知が3月1日付けとなりました。

今年度は、少しでも早く通知ができるよう、入所にかかる面接方法やスケジュールを再検討しているところです。

(4) 保育士について

保育士を増やすことによって、受け入れ数を増やし入所漏れや待機児童の緩和に繋がると思います。保育士の給与向上の話は国であります。検討の進捗はどうなっているのでしょうか？

<回答：保育幼稚園室>

待機児童対策としては、施設整備による保育の受入枠を拡大することと合わせ、保育士を確保することが重要な施策と考えております。名張市では、昨年度より市内の保育所や幼稚園を運営する法人の参加を得て、保育士の就職フェアを開催し、現役の学生や資格を持ちながら保育現場で働いていない潜在保育士の掘り起こしに努めているところです。今年も8月7日に市役所隣の防災センターで開催する予定です。

ご意見にありました保育士の給与向上については、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、国の施設型給付費（国1/2・県1/4・市1/4の負担割合で法人等に対して支払う運営費）に係る制度を活用し、保育士の処遇改善を行っています。具体的には、各保育園の賃金改善計画に基づき、職員の平均勤続年数や経験年数に応じた施設型給付費を加算し、その加算分により保育士の賃金・手当等を増額する仕組みとなっております。

これに合わせて、平成27年度は、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて人件費増加分を算出し、各園に対して支払いを行いました。

今年度も民間の保育所や認定こども園、地域型保育事業の保育士を対象とした国の処遇改善の方針に沿った適正な給付額の支払いを法人等に行ってまいります。

(5) 休日保育について

名張市では、ただ一つ名張西保育園が休日保育利用園となっておりますが、他の園で休日保育が可能とはならないでしょうか？名張西保育園では、民営化になる前より、ただ1園で休日保育を実施しています。当時は希望者も少なく閉鎖する日もある状況でした。しかし、今年7年目となる現在では登録は30名を超えており、1日に20名近くの予約があります。当日キャンセルがあり、実利用は15名程です。7年前より保護者様の休日勤務も増えている傾向にあると思われます。希望者は、両親の就労の確認を確かめる為の手続きが、より複雑化し各年齢での人数定員

が設けられている為、保留という形で、その日の空きがあり次第利用できる状況です。尚、障害のあるお子様の入所も9月より始まります。西保育園の定員を考えると、20名以上の利用ができない現状を踏まえ、もう1園休日保育園を増やして欲しい事を要望いたします。

<回答：保育幼稚園室>

休日保育は名張西保育園が民営化される前の公立保育所の時から事業を行っておりましたが、平成22年度に民営化をするにあたり、公立保育所で実施していた事業をすべて引き継ぐことを条件に公募し、現在の社会福祉法人に移管した経緯があります。

年々休日保育を利用する家庭が増加していますが、保護者の就労の実態を伴わない利用も見受けられ、本当に必要な方が利用できない状況がみられました。そこで今年度から、運営法人との協議により、名張西保育園で登録をする前に、まず市で確認を行うことで、休日保育が必要であるかどうか判断し、市が認定した家庭のみ登録ができるよう手続きを変更いたしました。このことにより休日保育を使う必要のない家庭の利用がなくなり、登録数は定員を超えてはいるものの、毎月の利用者数は定員の20名より少ない状況です。保護者の方には手続きが複雑化しご迷惑おかけいたしますが、保育園が円滑に事業を行うため、ご理解ご協力をお願いいたします。

増設につきましては、今後の利用者の状況を見極めながら、判断をしたいと考えます。

★ 子育て（子育てしやすい環境づくり、支援など）について

（1）子育てしやすい環境について

働くために保育をお願いするという保護者にとっての保育の必要性を考慮してほしい。「仕事が決まっていないと入所できない」「二人目出産後、半年で復職しなければ一人目が退所になる」等は少子化対策にも矛盾しており改訂をしてほしい。

<回答：保育幼稚園室>

保育施設・事業を利用できるのは、保護者の就労や疾病等により保育を必要とする次のような事由に該当することが必要です。

- ①就労（月13日以上かつ48時間以上の就労実態があること）
- ②妊娠、出産（出産予定日4か月前から産後6か月）
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む）
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑨その他、上記に類する状態として市町村が認める場合となっています。

基本的には⑥番の求職中であっても入所することができますので、求職中で入所が決定した方もいらっしゃると思います。しかしながら入所希望の多い3歳未満児では、基準点の高い順に入所調整

を行うことから、求職中で基準点が低い場合は結果として入所できないという状況が起きているところです。そのため平成28年4月には、定員増を伴うみはた虹の丘保育園の移転改築や富貴の森こども園の増築、また地域型保育事業の増員により25名の受け入れ枠を増やしました。平成29年度にはつつじが丘地区における保育所の整備の他、小規模保育・家庭的保育などの地域型保育事業を推進する計画をしており、平成31年度には待機児童0を目指しています。

また、出産後の保育の利用につきましては、国の基準では出産に伴う保育利用は出産後2か月と定められており、多くの市町村ではそれに準じた保育利用基準を設定しておりますが、名張市では出産後6か月までの利用としております。

保育所は、前述したとおり保護者の就労等により保育ができない場合に利用できる施設であるため、出産の事由で保育を利用できる満6か月以降は、就労しない場合、保育を必要とする事由がないことになるため退所していただいております。育児休業を取得後同じ勤務先に復職する場合で、児童が育休取得時に既に3歳児以上であれば、勤務先の証明等を添付のうえ申請していただければ入所を継続することができます。3歳未満児につきましては、保育が必要な事由により継続利用できる場合がありますので、保育幼稚園室にご相談下さい。

保育所における受け入れにつきましては、法令等で定められた基準に基づき実施しておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

(2) 病児保育・病後保育について

現在は、みらいのこどもクリニックの1か所のみが実施している状態です。今後、場所・定員・時間の拡大を希望致します。

<回答：保育幼稚園室>

病児・病後児保育の利用実績は、平成26年度が延べ175名、平成27年度は延べ215名と利用者数が増加しています。一日あたりの利用者数をみますと、1日1人の利用日が全体の56%、2人利用が27%、3人利用が12%となっています。3人の定員を超えて受け入れた日は年間で3日あり、4人受け入れの日が2日、5人受け入れの日は1日でした。実施施設より、利用しているお子さまの疾病の種類により定員を超えて受け入れができずお断りしたことが数日あったと聞いていますが、可能な時には定員を超えて受け入れるなど柔軟な対応を図っていただいているところです。このことから、定員の拡大並びに増設につきましては、今後の利用状況を見極めながら判断したいと考えます。

また、保育室を利用しているお子様の病状が急変した場合には小児科医の診察が必要になります。そのため小児科医の診察が可能な時間帯を保育室の利用時間として定めていることから、時間を拡大することは困難ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(3) 中学校給食について

毎年、意見・要望として、挙げられています。将来的にみて、なんとか（若しくは近いうちに）

中学校給食を実現して頂きますようお願い致します。また、実現の見通しについて現状をお教え頂きたいです。

<回答：教育総務室>

中学校給食につきましては、平成27年5月に「名張市中学校昼食のあり方検討委員会」を設置し、市内5中学校の生徒、保護者及び教職員を対象とした「中学生の食生活と昼食に関するアンケート」の実施、また、デリバリー方式、センター方式で中学校給食を実施している他の自治体への視察を実施する等、中学校における望ましい昼食のあり方等について議論を重ねていただきました。

さらには、現実的に取り組みが可能な方式、弁当を持参できない生徒への対応や教職員の労働環境等についての意見交換が行われ、本年3月30日に検討委員会としての意見を集約した「中学校昼食のあり方についての意見書」が教育委員会に提出されました。

意見書では、給食の実施に関して、「おおむね中学校給食の導入が望ましい」という結論が出されるとともに、実施方式に関して、「他の自治体の状況も十分に検証し、食育の推進も意識した方式を決定していくべき」との意見が出されております。

教育委員会としましては、検討委員会から提出されたご意見を最大限尊重し、安全・安心な給食の提供を基本に、生徒の栄養面や教育面、当市の財政状況等を総合的に判断し、中学校給食の導入に向けて今後の方向性を定めてまいりたいと考えています。

★ 医療・保健・福祉について

(1) 予防接種について

任意接種の予防接種に関しても助成して欲しい。できれば無償化を望みます。

<回答：医療福祉総務室>

子どもの予防接種は、予防接種法に基づいて実施される定期予防接種とそうでない任意予防接種に分かれます。

定期予防接種は、集団感染予防に重点をおき、予防接種を受ける努力義務が課せられたもので、原則公費負担で実施しています。一方、任意予防接種は被接種者(保護者)の希望で、医師との相談によって判断し行われる仕組みになっており、接種費用は自己負担です。

ただし、名張市では、乳児期に感染しやすく、接種が医学的にも推奨されている以下の2種類の任意予防接種について費用の一部助成を実施しております。1つは「ロタウイルスワクチン予防接種」。これは、乳児期にかかりやすく、特に初めて感染したときに症状が強く出るといわれるロタウイルス胃腸炎を予防するものです。もう一つは「B型肝炎ワクチン予防接種」(満1歳未満に限る)。これは、ウイルス感染が引き起こす肝炎のうちB型肝炎ウイルスの感染を予防するものです。また、本年10月からは「B型肝炎ワクチン予防接種」(満1歳未満に限る)が定期予防接種となることから、無償化されることとなっております。

予防接種につきましては、重要性や有効性、安全性、費用対効果などについての検討を重ね、

今後事業をすすめてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

(2) 医療費について

医療費助成が中学校3年生まで延長され大変ありがたいのですが、窓口での一時負担金の無償化を希望します。勿論100%そうして頂きたいというのが希望ではありますが、第一段階として、1人親家庭、障害児がいる家庭、乳児のいる家庭だけでも、一時負担せず済むよう、検討をお願い申し上げます。また、一時金負担をする理由を教えてください。

<保険年金室>

医療費の窓口での一部負担金をなくすこと(現物給付)につきまして、実施する場合は県内全ての医療機関や関係機関に協力をいただく必要があることから、県下の全市町が統一して導入することが望ましいため、県内医療機関での受診を対象として、現在、県下市町による検討会において検討しているところです。

また、医療費の窓口での一部負担金をなくしますと、市の国民健康保険財政におきまして、国からの定率国庫負担金などは1割強の減額調整が行われることとなりますので、財政的に影響を受けることとなり、財源確保のため市民の皆さまに税金としてご負担いただくこととなります。この国庫負担金の減額措置については、国の審議会等で議論されております。

こうした動向を踏まえ、医療費助成の現物給付につきましては、県内の他市町とも連携した中で検討してまいりますのでご理解下さいますようお願い申し上げます。

なお、ご要望いただきました第一段階としての現物給付の実施は、検討事項として検討会に提出したいと考えています。

★ 安全・安心(危険箇所、防犯・不審者対策、防災対策など)について

地域の高齢者の方々が協力して巡回して下さるので、安心・安全に通学しています。子どもが育つ環境として非常にありがたく、名張中で広がってくれるとありがたいです。

(1) 危険箇所の整備について

1) アンケートで具体的に指摘のあった危険箇所を全てお伝えしますので、対策をお願いします。

西田原保育園の送迎に使用する道幅が狭く、対向車とのすれ違いの際に、脱輪してしまった事が多々あります。溝への蓋など脱輪対策をお願い致します。

<回答：維持管理室>

1. 既設道路側溝へのグレーチング蓋の新規設置

名張清掃センター付近の箇所については他の箇所と同様の物を設置させていただきます。

2. 既設グレーチング蓋設置区間の延長

区間を延長することで既設の側溝及びグレーチング蓋の上を車輛が縦断的に通行することが考

えられ、既設の側溝及びグレーチング蓋にはそのような強度がなく、破損する恐れがあることから区間の延長は出来ません。

3. 道路の部分的な拡幅（待避所）

道路拡幅用地の取得及び建設費用、地権者との交渉等の課題があることから現状困難であります。

★ 憩いの場（公園、公共施設など）について

（1）公園の整備について

市内の主要な公園（鴻之台3号公園、桔梗が丘9号公園など）駐車スペースの確保をお願いしたい。またその他の小さな公園も利用者はいるが駐車場がない為、近所の住民しか利用できない。この件は昨年も要望があげられており、回答では、私たち市民が、まずは地域で協議し合意に基づいた上で、地域と連携し整備に努めていくと頂きました。しかし、公園地域以外の多くの親子が公園を利用しており、毎年このような意見・要望があげられているのが現状です。

<回答：維持管理室>

ここ数年同様の要望をいただいていることから、ご不便をお掛けしていると認識しておりますが、公園の多くは住宅地に設置しており、公園周辺は既に別の土地利用が図られていることから、公園敷地以外で駐車スペースを確保することは困難な状況にあります。

従いまして、駐車スペースの新設や増設につきましては、市としてその工事に係る財源を確保することに努めなければなりませんし、また、公園内の広場などの一部を駐車スペースに振り替えるなど『公園の使い方』については、地域で協議いただき利用される皆様に合意形成を図っていただくことが必要となります。

こうしたことから、駐車スペースを確保するには十分な期間が必要になってまいりますので、当面の間につきましては、名張中央公園など十分な駐車スペースを有している公園をご利用いただければと存じます。

市といたしましては、利用者の皆様が気持ち良く使っていただけますよう、地域の皆様と連携して必要な整備に努めて参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

★ その他、教育・環境・雇用・地域等、行政サービスについての意見・要望

（1）小学校合併について

現状の状況が全く分からず、市民が納得できる説明をしてほしい。自分の子供たちが、どのような環境で学んで行くのか、不安が募ります。日本では、義務教育が9年制とされています。それを10年に変える5・5制について国の壁を乗り越えられるのですか？市長のお考えを教えてくださいたいです。

<回答：教育総務室>

名張市教育委員会では、平成22年2月に策定した「名張市立小中学校の規模・配置の適正化

基本方針」に基づいて、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする「名張市立小中学校の規模・配置の適正化後期実施計画」を策定し、本年2月から、対象となる学校の保護者や地域の皆様を対象とした説明会を順次実施しています。

出席された皆様からは、計画の進め方や通学時の安全確保などについて、多数のご意見やご質問、ご要望をいただいております。今後も引き続き、ご説明や意見交換の場を設け、保護者や地域の皆様との協議を進めてまいります。

5歳児を含めた5-5制の教育体制の整備につきましては、本市では、1つの小学校に複数の幼稚園・保育所から就学する子どもが増えてきた中で、いわゆる「小1プロブレム」の状況が多くの小学校で見受けられるようになってきました。

こうした課題を解決し、子どもたちが円滑に小学校生活へ移行できるよう、「幼児教育アドバイザー」を配置し、名張版「スタートカリキュラム」の策定を進めるなど、本年度より国の事業委託を受けて、「幼児教育の推進体制構築事業」を進めているところです。

国においては、質の高い幼児教育を保障するために、幼児教育の段階的無償化に向けた取組が進められていますが、こうした国の動向や関係法令の整備の状況等も踏まえつつ、これと並行して市として必要な体制整備を進め、条件の整ったところから、就学前1年の幼児をプレ小学生とする教育体制、前期課程5年、後期課程5年の教育体制整備に向けて、福祉子ども部と教育委員会事務局が協働で事業推進することとしております。

<「行政懇談会に向けたアンケート」回収数>

保育所（園）・認定こども園	配布数（枚）	回収（枚）	回収率（％）
大屋戸	48	9	18
薦原	25	7	28
錦生	28	6	21.4
赤目	77	9	12
国津	16	7	43.7
昭和	108	14	12.9
名張西	112	15	13
蔵持	67	12	17.9
西田原	83	21	25
みはた虹の丘	117	14	11.9
比奈知	86	12	13.9
滝之原	49	14	28
箕曲	116	18	6
桔梗が丘	145	11	8
富貴の森	102	14	13.7
計	1179	183	15.5